

令和6年度 津市地域防災計画（津波対策編）新旧対照表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	27	21	第5章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 1 市民への周知 市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的な混乱が発生しないよう、<u>三重県の対応も踏まえた上で、</u>情報の内容と取るべき対応を正しく住民に周知します。	第5章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 1 市民への周知 市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的な混乱が発生しないよう、情報の内容と取るべき対応を正しく住民に周知します。 <u>南海トラフ地震臨時情報発表時の市民への周知は、「震災対策編 第3編 第1章 第2節 災害情報の収集・伝達」のとおりとします。</u>
2	27	23	第5章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 2 時間差発生に備えた避難の検討 市は、事前避難対象地域の設定をせず、また直ちに避難情報の発令も行いませんが、<u>三重県の対応も踏まえた上で、</u>状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、1週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。	第5章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 2 時間差発生に備えた避難の検討 市は、事前避難対象地域の設定をせず、また直ちに避難情報の発令も行いませんが、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、<u>1週間から2週間</u>の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。 <u>南海トラフ地震臨時情報発表時の時間差発生に備えた避難の検討は、「震災対策編 第2編 第3章 第5節 避難体制の整備」のとおりとします。</u>